

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、令和6年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

記

1 指定概要

(1) 施設概要 ※3施設一体管理

ア 名称：①北九州市立年長者研修大学校 周望学舎
②北九州市立年長者研修大学校 穴生学舎
③北九州市立北九州穴生ドーム

イ 所在地：①北九州市小倉北区新高田二丁目29-1
②北九州市八幡西区鉄竜一丁目5-1
③北九州市八幡西区鉄竜一丁目5-2

ウ 施設概要：①北九州市立年長者研修大学校 周望学舎
鉄筋コンクリート造2階建（延床面積約2,058㎡）
本館（研修室、事務室、食堂、印刷室等）、体育館、倉庫等
②北九州市立年長者研修大学校 穴生学舎
鉄筋コンクリート造3階建（延床面積約2,195㎡）
本館（研修室、事務室、調理実習室等）、ボランティアルーム
③北九州市立北九州穴生ドーム
地下1階、地上2階建て（延床面積8,764㎡）
地上下鉄骨鉄筋コンクリート造
上部サスペンション骨組膜構造

エ 事業内容：①北九州市立年長者研修大学校 周望学舎
②北九州市立年長者研修大学校 穴生学舎
年長者研修大学校は、地域社会に貢献できる人材を育成し、高齢者の社会活動の活性化に寄与することを目的として設置し、高齢者の生きがいづくり、健康づくりの一環として、教養・健康・ボランティア、就業、DX等に関する多彩な研修や活動の場を提供する。
③北九州市立北九州穴生ドーム
北九州穴生ドームは、スポーツやレクリエーション活動を通し

て、高齢者をはじめとした市民の健康づくりや世代間交流等を促進する場を提供する。

(2) 指定期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

ア 名称：社会福祉法人 北九州市社会福祉協議会

イ 所在地：北九州市戸畑区汐井町1番6号

ウ 主な業務内容：

- ・社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ・社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ・社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整・助成
- ・校（地）区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
- ・保健、医療、教育その他社会福祉と関連する事業との調整
- ・社会福祉を目的とする事業の研究及び総合的企画
- ・ボランティア活動の振興 ・共同募金事業への協力 ほか

2 指定の経緯

募集要項の配布開始	令和6年8月26日
募集説明会の開催	令和6年9月9日
申請意向届出書の提出	令和6年9月9日～9月18日
申請書及び事業計画書の受付	令和6年9月20日～9月30日
指定管理者検討会の開催	令和6年10月10日
指定管理者候補を決定	令和6年10月

(1) 応募資格

- ① 法人、その他の団体であること。（個人による応募は不可）
- ② 本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。
- ③ 申請意向届出書を提出していること。（共同事業体で応募する際は、代表団体が申請意向届出書を提出していること。）

※複数の団体により構成するグループによる応募について

グループでの応募も可能です。その場合は、応募時に共同事業体を結成し、代表団体を定めていただき、上記の要件を、その代表団体に求めます。

なお、共同事業体の代表団体は、構成員中最も業務履行能力の大きい者とし、出資比率は構成員中最大でなければならないこととします。

- ④ 共同事業体を構成する場合は、競争性を確保した上で、本市経済の振興と地元団体の育成を図る観点から、可能な限り地元団体を構成員とするよう努め、最低1団体は地元団体とすること。

(2) 応募状況

応募件数：1 団体

・ 社会福祉法人 北九州市社会福祉協議会

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討しました。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定しました。

4 検討会構成員（50音順）

[財務・経営に知見を有する者]

島田 守 （公認会計士）

[学識経験者]

恒吉 紀寿 （北九州市立大学文学部 教授）

[業務に精通する者]

中尾 美佐 （NPO法人生涯学習指導者育成ネットワーク 理事長）

[有識者（コンプライアンス）]

原田 美紀 （福岡県弁護士会北九州部会 弁護士）

[利用者代表]

山中 稔 （北九州市老人クラブ連合会 副会長）

5 選定基準等

選定基準（＝審査項目）及びポイント	
1	指定管理者としての適性
	(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針
	① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤
	① 長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていただけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。
	(3) 実績や経験など
	① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。
	② 応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。
	③ 複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。
2	管理運営計画の適確性
	【有効性】
	(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み
	① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。
	② 利用促進を目的としている施設の場合、施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。
	③ 複数の施設を一括して管理する場合、施設間の有機的な連携が図られる提案があるか。
	④ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。
	(2) 利用者の満足度
	① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。
	② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。
	③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。
	④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。
	⑤ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。
	【効率性】
	(3) 指定管理料及び収入
	① 指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。
	② 収入が最大限確保される提案であるか。
	③ 完全利用料金制の場合、市に対して収益の一部を納付する提案があるか。
	(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性
	① 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。
	② 経費の配分は適切であるか。
	③ 積算根拠は明確であるか。
	④ 再委託が適切な水準で行われているか。
	【適正性】
	(5) 管理運営体制など

① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。
② 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。
③ 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。
④ 職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。
⑤ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。
(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など
① 施設の利用者の個人情報保護のための対策が十分に考えられているか。
② 利用者を限定しない施設の場合、利用者が平等に利用できるよう配慮されているか。
③ 利用者が限定される施設の場合、利用者の選定が公平で適切に行われるよう配慮されているか。
④ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。
⑤ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。
(7) 社会貢献・地域貢献
<社会貢献の視点>
① 高齢者や障害者等の雇用促進が考えられているか。
② 労働環境の向上への取組みが考えられているか。
③ SDGsの達成や環境への配慮に関する取組みが考えられているか。
<地域貢献の視点>
④ 地域活動や地域交流などの取組みが考えられているか。
⑤ 地域団体や市内事業者などと連携した取組みが考えられているか。
⑥ 市内の雇用拡大に資する配慮が考えられているか。

【評価レベル】

評価レベル	乗率	評価レベルの考え方
5	100%	特に優れている（市の要求水準を大幅に上回っている、高度な能力を有している）
4	80%	優れている（市の要求水準を上回っている、十分な能力を有している）
3	60%	普通（市の要求水準を満たしている、一応の能力を有している）
2	40%	多少不十分である（市の要求水準を下回っている、多少能力が乏しい）
1	20%	不十分である（市の要求水準を大幅に下回っている、能力が乏しい）
0	0%	劣っている（能力がほとんどなく、任せることに不安がある）

6 審査結果

(1) 評価レベル及び得点

団体名	選定基準 (=審査項目) 及びポイント	配点	評価レベル					検討会 審査結果	得点
			構成員						
			A	B	C	D	E		
社会福祉法人 北九州市社会福祉協 議会	1 指定管理者としての適性								
	(1) 施設の管理運営に対する 理念、基本方針	5	3	3	4	5	5	4	4
	(2) 安定的な人的基盤や財政 基盤	5	4	3	4	5	5	4	4
	(3) 実績や経験など	5	4	3	3	4	5	4	4
	2 管理運営計画の適確性								
	【有効性】								
	(1) 施設の設置目的の達成 に向けた取組み	20	4	3	3	4	4	4	16
	(2) 利用者の満足度	10	4	3	4	3	5	4	8
	【効率性】								
	(3) 指定管理料及び収入	25	3	3	3	4	5	4	20
	(4) 収支計画の妥当性及び 実現可能性	10	4	3	3	4	4	4	8
	【適正性】								
	(5) 管理運営体制など	10	4	3	4	4	4	4	8
	(6) 平等利用、安全対策、危 機管理体制など	10	3	3	3	4	4	3	6
	(6) 社会貢献・地域貢献	10	3	3	3	3	5	3	6
合 計	110	78	66	72	86	100	—	84	
地元団体に対する優遇措置 (5点)								89	

(2) 検討会における主な意見

社会福祉法人北九州市社会福祉協議会

- ・財務基盤に関しては特に問題ない。
- ・地域貢献については、利用者が地域のリーダーになるために入学していない状況で、講座等の内容は工夫している。
- ・最大の評価ポイントは18年継続していること。これは何よりも信頼がおける。
- ・PRやSNS発信など、多くの方に知ってもらう努力をされている。
- ・指定管理期間中は何度も評価を受けるが過去の評価でも利用者満足度が高く、評価すべき。
- ・仕様書等の内容見直し（地域人材育成・就業促進・DX化対応等に係る講座実施など）が行われ公募されているが、その点の提案の部分は少し弱いと感じる。

(3) 検討会における検討結果

応募団体について検討会で審査した結果、財務基盤がしっかりしており、これまでも継続して運営してきた実績があること、利用者満足度が高いこと等が評価され、審査項目は概ね評価レベル4を獲得している。このことから、社会福祉法人北九州市社会福祉協議会は全体的に市の要求水準を満たしており、指定管理者

に相応しいと判断する。検討会における議論を十分に考慮し、最終決定を行うよう市に求めることとする。

7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、社会福祉法人北九州市社会福祉協議会を指定管理者候補に選定しました。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- ・地域活動人材の育成に向けて現在の課題を分析し、「地域コンシェルジュ導入」などの新たな提案が行われている。
- ・今回の仕様に加えた、「地域人材の育成、高齢者の就業、DX化促進などに繋がる講座等の実施」に関しても、団体の持つネットワークを活かした関係機関との連携による取組みの実施が期待できる。
- ・現在、新規研修生の増加に向けた取組みに着手しており、継続実施による今後の成果が見込まれる。
- ・財政基盤の強み、利点を生かした管理運営が期待できる。
- ・指定管理者制度導入依頼18年間継続して指定管理を行っている。施設の設置目的及び市の施策についてよく理解しており、施設の管理運営に関して十分な実績がある。

8 提案額

令和7年度	190,173千円
令和8年度	190,173千円
令和9年度	190,173千円
令和10年度	190,173千円
令和11年度	190,173千円
合計	950,865千円